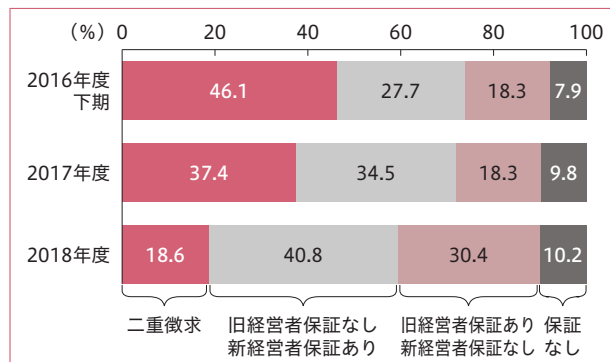


ここから関係を深める！

## 経営者保証 取得と解除の対応ガイド

図表1 事業承継時の保証徴求割合の推移



(注) 上記は旧経営者が保証を提供している先における代表者交代手続きが行われた場合の件数割合を記載。

(出所) 中小企業庁公表資料より抜粋

図表2 例外的に二重保証が許容される事例

1. 相続手続き中に一時的に二重徴求となる場合
2. 新経営者が保証人になる場合において、旧経営者に法人からの多額の貸付金が残存していることを理由に、旧経営者の保証を解除しないことを新経営者が求めている場合
3. 条件変更を伴う金融支援実施先や延滞先で、旧経営者と新経営者双方に対し、法人からの多額の貸付金が残存している等の理由で双方から保証を取得しなければ金融支援の継続が困難な場合
4. 旧経営者と新経営者双方から、自ら申出があった場合

(出所) 「経営者保証に関するガイドライン研究会」公表資料を基に編集部作成

まずは旧経営者からの保証を解除し、新経営者からも保証を取得しない①無保証とする対応が可能かどうか、ガイドライン3要件に基づいて検討する。ガイドラインの3要件は次のとおりだ。

- ・ 法人と経営者個人が明確に区分・分離されている
- ・ 財務基盤が強化されている
- ・ 経営の透明性が確保されている

このガイドライン3要件を充足しているのであれば、無保証とする対応も可能

無保証を検討する際のヒアリングポイントは3つある。まず新旧経営者へ貸付金がある場合は、その解消見込みを聞く。これは、法人と個人の区分・分離が早期に見込めるかを見極めるためだ。

次に足元の業況や今後の見通しだ。財務の健全性が今後継続するか見極めることが重要といえる。

最後に、社内のガバナンス体制や試算表作成状況とその情報開示の可否だ。ヒアリングにより、経営の透明性を見極めたい。

**将来の見通しを見極め判断する**

だるう。また、その時点で完全には充足していなくても、例えば早期に充足することが見込まれる場合や非充足の内容が軽微である場合なども、同様に無保証を検討できると考えられる。

対応について解説していく。なお、取引先から保証解除の相談がなかった場合についても、同様の対応が必要である点は留意してほしい。

**新旧経営者からの二重保証取得はNG**

特則では図表2の一部の例外を除き、原則として新旧経営者双方から「二重」には保証

を求めない」と明記されている。そのため大前提として、例外に該当しない場合には①無保証とする、②旧経営者の保証を継続し新経営者からは保証を取得しない、③旧経営者の保証を解除し新経営者からの保証を取得するのいずれかの対応が必要だ。

旧経営者から保証を取得し

こんなときどうする？

# 事業承継時に経営者保証の解除を相談された場合の対応法

森川泰裕 中小企業診断士

**事** 業承継にまつわる問題は多くの中小企業が抱えており、経営者保証が事業承継のネックになっているケースも数多く存在する。

中小企業庁「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策について」によれば、事業承継において後継者が未定の中小企業者のうち、約2割が「候補はいるが後継者が承継を拒否している」と回答し、そのうち約6割が個人保証を承継拒否の理由に挙げている。事業承継において経営者保証が障害となっている実情が見て取れる。

承継が進まず廃業する企業が増加すると、地域経済にとってもマイナスとなるのは明らかだ。

同資料によれば、2016年度下期から2018年度における事業承継時の保証徴求の割合は図表1のとおりだ。事業承継後も経営者が保証を

提供しているケースが多いことが分かる。

こうした背景もあり、2019年に「事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」(以下、特則)が策定されたというわけだ。

**保証解除の相談がなくとも対応が必要**

この特則は、2014年に運用が開始された「経営者保証ガイドライン」(以下、本則)を補完する位置付けのものだ。本則でも事業承継時の対応について記載されているが、特則ではより具体的かつ踏み込んだ内容となっている。

事業承継に際して経営者保証の解除を取引先から相談された場合には、本則および特則を踏まえて対応する必要がある。以降では、解除の相談を求められた際に想定される